

# 新規上場申請のための有価証券報告書

( I の部)

上場申請会社

株式会社 FC ホールディングス

提出会社

株式会社福山コンサルタント

# 目 次

頁

<b>【表紙】</b>	
第一部 【組織再編成に関する情報】	1
第1 【組織再編成の概要】	1
1 【組織再編成の目的等】	1
2 【組織再編成の当事会社の概要】	4
3 【組織再編成に係る契約】	4
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	11
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	11
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	11
7 【組織再編成に関する手続】	12
第2 【統合財務情報】	14
第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	16
第二部 【企業情報】	17
第1 【企業の概況】	17
1 【主要な経営指標等の推移】	17
2 【沿革】	17
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	18
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【受注及び販売の状況】	18
3 【対処すべき課題】	18
4 【事業等のリスク】	18
5 【経営上の重要な契約等】	19
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	20

1	【設備投資等の概要】	20
2	【主要な設備の状況】	20
3	【設備の新設、除却等の計画】	20
第4	【上場申請会社の状況】	21
1	【株式等の状況】	21
2	【自己株式の取得等の状況】	25
3	【配当政策】	25
4	【株価の推移】	25
5	【役員の状況】	27
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	29
第5	【経理の状況】	33
第6	【上場申請会社の株式事務の概要】	34
第7	【上場申請会社の参考情報】	35
1	【上場申請会社の親会社等の情報】	35
2	【その他の参考情報】	35
第三部	【上場申請会社の保証会社等の情報】	36
第四部	【上場申請会社の特別情報】	37
第1	【最近の財務諸表】	37
1	【貸借対照表】	37
2	【損益計算書】	37
3	【株主資本等変動計算書】	37
4	【キャッシュ・フロー計算書】	37
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	37

**【提出書類】** 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である株式会社FCホールディングス（以下「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は株式移転により平成29年1月4日に設立登記する予定であります。

（注）

本報告書提出日の平成28年12月1日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である平成29年1月4日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

**【提出日】** 平成28年12月1日

**【会社名】** 株式会社FCホールディングス

**【英訳名】** Founder's Consultants Holdings Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 福島 宏 治

**【本店の所在の場所】** 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号

**【電話番号】** 下記の株式会社福山コンサルタントの連絡先をご参照ください。

**【事務連絡者氏名】** 同上

**【最寄りの連絡場所】** 同上

**【電話番号】** 同上

**【事務連絡者氏名】** 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

**【会社名】** 株式会社福山コンサルタント

**【英訳名】** FUKUYAMA CONSULTANTS CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 福島 宏 治

**【本店の所在の場所】** 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号

**【電話番号】** 092(471)0211(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長兼総務部長 立石 亮 祐

**【最寄りの連絡場所】** 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号

**【電話番号】** 092(471)0211(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長兼総務部長 立石 亮 祐

## 第一部 【組織再編成に関する情報】

### 第1 【組織再編成の概要】

#### 1 【組織再編成の目的等】

##### 1. 株式移転の目的及び理由

福山コンサルタントは、昭和24年の創業以来、国、地方公共団体、民間等を主な顧客として、社会資本に係わる調査、計画、設計等の建設コンサルタント事業を行っており、平成31年6月期に創業70周年を迎えます。また、他の子会社においては、特定地域における当社と同様の事業や、老朽化する社会資本に関する診断機器や解析技術の開発等を、各事業会社で営んでおります。

福山コンサルタントグループでは、平成31年6月期を最終年度とする第3次長期プランにおいて、新分野・新技術展開による建設コンサルタント事業の一層の強化を行いつつ、新ビジネス領域の事業獲得を図ることで、企業集団としての価値の向上と持続的成長を目指しています。

この長期プランの戦略推進のために、各事業会社においては、それぞれの役割を明確にした上で責任と権限を持って各社が事業活動に専念して効率化を図っていくことが有効であり、上場企業集団としては、新たな事業編成やグループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の強化、経営資源の適正配分、人材の育成を図っていくことが必要であると判断し、以下を目的に、持株会社体制に移行することといたしました。

##### (1) 経営機能と事業運営機能の分離によるグループ力の強化

持株会社がグループ経営方針の決定に専念し、グループ会社は事業運営に専念することで、市場動向を見極めた安定的な収益獲得力と事業継続力を強化します。

##### (2) 経営効率化、ガバナンス体制整備で強固なグループ経営を構築

グループ各会社における責任と役割を明確にし、適時な連携戦略を強化することで経営の効率化を促進します。また、監査等委員会設置会社へ移行し、グループ全体でのガバナンス体制を構築、強化します。

##### (3) 資本&業務提携によるコア事業の強化と新たな事業領域の獲得

柔軟かつ迅速な資本並びに業務の提携により、建設コンサルタント事業の強化と新たな事業領域の獲得を図り、グループ全体での企業価値向上策の実行を加速します。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社FCホールディングス (英文名: Founder's Consultants Holdings Inc.)	
(2) 事業内容	建設コンサルタント事業を行う傘下グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務	
(3) 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号	
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長 福島宏治	現 ㈱福山コンサルタント 代表取締役社長
	取締役 中村 宏	現 ㈱福山コンサルタント 専務取締役地域本部長
	取締役 山根公八	現 ㈱福山コンサルタント 常務取締役部門本部長兼東京支社長
	監査等委員である取締役 池辺孝博	現 ㈱福山コンサルタント 監査役
	監査等委員である取締役(社外) 福田玄祥	現 ㈱福山コンサルタント 社外監査役
	監査等委員である取締役(社外) 野田仁志	現 ㈱福山コンサルタント 社外監査役
(5) 資本金の額	400,000,000円	
(6) 決算期	6月30日	
(7) 純資産の額(連結)	未定	
(8) 総資産の額(連結)	未定	

②上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と福山コンサルタント及びその関係会社の状況は以下となる予定です。

福山コンサルタントは、平成28年9月28日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成29年1月4日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) ㈱福山コンサル タント ※1	福岡市 博多区	589	建設 コンサルタント 事業	100.0	6	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、福山コンサルタントは、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる福山コンサルタントの最近事業年度末日時点(平成28年6月30日現在)の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株環境防災 ※2	徳島県 徳島市	50	建設コンサルタント事業	100.0	福山コンサルタントグループの四国地方における建設コンサルタント事業及び建設材料の試験検査を行っています。 役員の兼務 なし
株HMB ※2、3	東京都 文京区	10	建設コンサルタント事業	100.0	福山コンサルタントグループの新技术（橋梁の健全度診断システム）について製造、販売、保守を行っています。 役員の兼務 1名
福山ビジネスネットワーク(株) ※2	福岡市 博多区	30	管理部門業務代行	100.0	福山コンサルタントグループにおける、科学技術に関する受託研究並びに事業化支援と管理業務の代行を行っています。 役員の兼務 2名

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. ※1 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社です。  
 3. ※2 株福山コンサルタントの100%子会社であります。  
 4. ※3 債務超過会社です。なお、債務超過額は、平成28年3月末時点で1百万円です。  
 5. ※4 株環境防災については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	727 百万円
	② 経常利益	55 "
	③ 当期純利益	33 "
	④ 純資産	346 "
	⑤ 総資産	608 "

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、福山コンサルタントは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

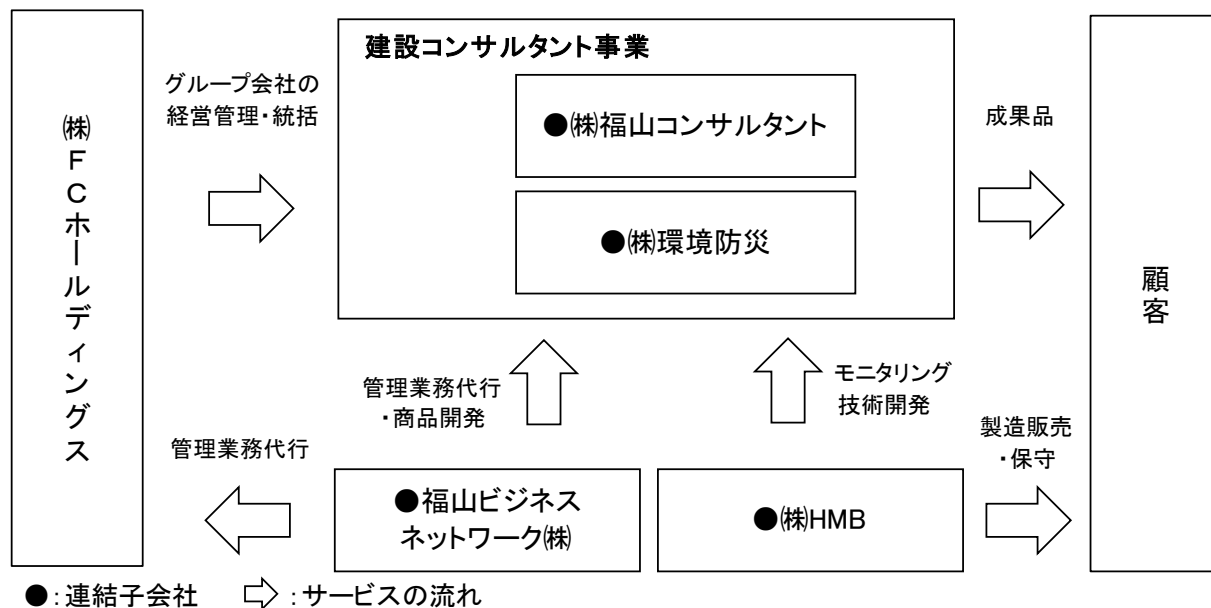
② 役員の兼任関係

当社の取締役は、福山コンサルタント及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社の完全子会社である福山コンサルタントと関係会社との取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりです。



## 2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【組織再編成に係る契約】

### 1. 株式移転計画の内容の概要

福山コンサルタントは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成29年1月4日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成28年8月8日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における福山コンサルタントの株主名簿に記載又は記録された福山コンサルタントの株主に対し、その所有する福山コンサルタントの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、平成28年9月28日開催の福山コンサルタントの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

### 2. 株式移転計画の内容

#### 株式移転計画書(写)

この移転計画書は、株式会社福山コンサルタント(以下「甲」という。)が会社組織再編を目的として、新たに設立する株式会社FCホールディングス(以下「乙」という。)を甲の完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、その株式移転計画の内容を定めるものである。

#### 第1条(乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数、その他定款で定める事項)

##### 1. 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

- (1) 目的 乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。



- (2) 商号 株式会社F Cホールディングス
  - (3) 本店の所在地 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
  - (4) 発行可能株式総数 12,000,000株
2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役および設立時会計監査人の氏名又は名称）

- 1. 乙の設立時取締役（監査等委員である取締役を除く）は次のとおりとする。
  - 取締役 福島宏治
  - 取締役 中村 宏
  - 取締役 山根公八
- 2. 乙の設立時取締役（監査等委員である取締役）は次のとおりとする。
  - 取締役 池辺孝博
  - 社外取締役 福田玄祥
  - 社外取締役 野田仁志
- 3. 乙の設立時補欠取締役（監査等委員である取締役）は次のとおりとする。
  - 補欠社外取締役 福地昌能
- 4. 乙の設立時会計監査人は次のとおりとする。
  - 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

第3条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

- 1. 乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。
- 2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（乙の資本金および準備金の額に関する事項）

乙の資本金および準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
金 400,000,000 円
- (2) 資本準備金の額  
一円
- (3) 利益準備金の額  
一円

第5条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成29年1月4日とする。ただし、本株式移転の手続の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第6条（本計画承認株主総会）

甲は、平成28年9月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第7条（乙の上場証券取引所）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

第8条（乙の株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（株式移転計画の変更）

本株式移転計画書作成から乙の成立に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲の財産および経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲は必要に応じて本株式移転計画を変更し、または株式移転計画を行わないことができる。

第10条（本計画の効力の発生）

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合または国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条（規定外条項）

本株式移転計画に定めるものの他、本株式移転に関し必要な事項は、本株式移転の趣旨にしたがって、これを決定するものとする。

平成28年8月8日

甲 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号  
株式会社 福山コンサルタント  
代表取締役社長 福島宏治

定 款  
第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社FCホールディングスと称し、英文では Founder's Consultants Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1) 道路、交通、都市・地域、橋梁等土木構造物、河川、その他関連事項およびこれらに係る防災についての企画、調査、点検、診断、計画、設計、管理等
- 2) 環境に関する企画、調査、観測、評価、対策、管理等
- 3) 土木・建築工事の企画、調査、計画、管理等
- 4) 地盤・地質に関する調査、点検、診断、管理等および測量
- 5) 情報処理サービスおよびコンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸等
- 6) 労働者派遣事業
- 7) 製品開発および製造販売
- 8) 損害保険代理業
- 9) 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- 10) 広告の企画、制作及び販売
- 11) 産業廃棄物処理施設の計画及び設計
- 12) 前各号に付帯または関連する一切の業務

2. 当社は、前項各号の業務及びこれに付帯関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市博多区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当社の定期株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査役等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第35条 当社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第37条 期末配当金（中間配当金を含む。）が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成29年6月30日までとする。

(最初の取締役の報酬)

第2条 当社の最初の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する、当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の額は、第27条の規程にかかわらず、年額1億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）とする。

2. 当社の最初の監査等委員である取締役に対する、当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の額は、第27条の規程にかかわらず、年額3千万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以 上

#### 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### 1. 株式移転比率

会社名	株式会社FCホールディングス (完全親会社)	株式会社福山コンサルタント (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転に伴い、福山コンサルタントの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。  
なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

##### 2. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定) : 4,259,200株

上記新株式は、平成28年6月30日時点における福山コンサルタントの発行済株式総数を基に算出しております。本株式移転の効力発生に先立ち、福山コンサルタントの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、福山コンサルタントが保有する自己株式(平成28年6月30日現在602,989株)に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式(同日現在福山コンサルタントが保有する自己株式の数に対応する普通株式合計602,989株)が割当交付されることとなります。

##### 2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、福山コンサルタント単独による株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転直前の福山コンサルタントの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する福山コンサルタントの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

#### 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

#### 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

###### ① 買取請求権の行使について

福山コンサルタントの株主が、その有する福山コンサルタントの普通株式につき、福山コンサルタントに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成28年9月28日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を福山コンサルタントに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、福山コンサルタントが上記定時株主総会の決議の日(平成28年9月28日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

###### ② 議決権の行使の方法について

福山コンサルタントの株主による議決権の行使の方法としては、平成28年9月28日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、福山コンサルタントの議決権を有する他の株主1名を代

理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、福山コンサルタントに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成 28 年 9 月 27 日午後 5 時 15 分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、福山コンサルタントに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、福山コンサルタントに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第 313 条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成 28 年 9 月 23 日までに、福山コンサルタントに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、福山コンサルタントは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

### ③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における福山コンサルタントの株主名簿に記載又は記録された福山コンサルタントの株主に割り当てられます。株主は、自己の福山コンサルタントの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受取ることができます。

## 2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

## 7 【組織再編成に関する手続】

### 1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、福山コンサルタントは、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③福山コンサルタントの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、福山コンサルタントの本店において平成 28 年 9 月 13 日より備え置いております。

①は、平成 28 年 8 月 8 日開催の株式会社福山コンサルタントの取締役会において承認された株式移転計画です。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③は、福山コンサルタントの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、福山コンサルタントの営業時間内に株式会社福山コンサルタントの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。



## 2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成 28 年 6 月 30 日(木)
株式移転計画等承認取締役会	平成 28 年 8 月 8 日(月)
株式移転計画等承認定時株主総会	平成 28 年 9 月 28 日(水)
上場廃止日	平成 28 年 12 月 28 日(水)(予定)
持株会社設立登記日(効力発生日)	平成 29 年 1 月 4 日(水)(予定)
持株会社上場日	平成 29 年 1 月 4 日(水)(予定)

但し、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

## 3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

福山コンサルタントの株主が、その所有する福山コンサルタントの普通株式につき、福山コンサルタントに対して会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成 28 年 9 月 28 日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を福山コンサルタントに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、福山コンサルタントが上記定時株主総会の決議の日(平成 28 年 9 月 28 日)から 2 週間以内の会社法第 806 条第 3 項の通知又は同第 4 項の公告を行った日から 20 日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である福山コンサルタントの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は以下のとおりであります。これら福山コンサルタントの連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月		平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
売上高	(千円)	5,392,417	5,835,660	6,144,477	6,047,004	6,473,771
経常利益	(千円)	74,660	237,082	405,200	355,675	564,824
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	△132,356	151,640	139,854	253,663	305,837
包括利益	(千円)	△119,684	189,576	160,295	402,225	130,671
純資産額	(千円)	2,894,488	3,049,343	3,196,425	3,408,320	3,259,178
総資産額	(千円)	3,907,981	4,187,210	4,456,818	4,640,057	4,779,248
1株当たり純資産額	(円)	677.63	708.22	740.93	826.20	891.41
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり 当期純損失金額(△)	(円)	△31.21	35.76	32.99	60.46	77.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	73.5	71.7	70.5	73.5	68.2
自己資本利益率	(%)	△4.5	5.1	4.6	7.7	9.2
株価収益率	(倍)	—	9.0	13.0	9.4	7.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	507,979	282,131	353,061	170,754	789,136
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△49,568	△77,464	△49,490	△106,547	△266,993
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△222,989	△44,021	△70,354	△131,882	△286,213
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	849,272	1,010,097	1,243,342	1,175,830	1,411,540
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数]	(名)	294 [164]	287 [167]	292 [182]	286 [183]	282 [191]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

3 第50期の株価収益率は、1株当たり当期純損失のため、記載していません。

4 従業員数は、就業人員を表示しています。

- 5 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失（△）」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）」としています。
- 6 第54期については、平成28年9月28日付で金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しております。

### 第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

#### 2 【沿革】

平成28年8月8日 福山コンサルタントの取締役会において、福山コンサルタントの単独株式移転による持株会社「株式会社FCホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成28年9月28日 福山コンサルタントの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、福山コンサルタントがその完全子会社となることについて決議

平成29年1月4日 福山コンサルタントが株式移転の方法により当社を設立(予定)  
当社普通株式を東京証券取引所市場JASDAQ(スタンダード)市場に上場(予定)

なお、福山コンサルタントの沿革につきましては、福山コンサルタントの有価証券報告書(平成28年9月29日提出)をご参照ください。

#### 3 【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる福山コンサルタント及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

福山コンサルタントグループは、福山コンサルタントと子会社3社で構成され、国や地方公共団体、民間等を主な顧客として、社会資本に関わる調査、計画、設計、検査試験等を主要業務とする建設コンサルタント事業を行っています。

なお、事業系統図については、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ③ 取引関係」に記載のとおりです。

#### 4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる福山コンサルタントの平成28年6月30日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

福山コンサルタントグループは、建設コンサルタント事業のみの単一セグメントのため、セグメント別の従業員数は記載していません。

(平成28年6月30日現在)

従業員数(名)	282[191]
---------	----------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は[ ]内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しています。

### (3) 労働組合等の状況

#### ① 当社の状況

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

#### ② 連結会社の状況

当社の完全子会社となる福山コンサルタントについては、労働組合は結成されていませんが、労使関係は良好な状態です。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)及び四半期報告書(平成28年11月14日提出)をご参照ください。

### 2 【受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)をご参照ください。

### 3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)及び四半期報告書(平成28年11月14日提出)をご参照ください。

### 4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により福山コンサルタントの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における福山コンサルタントの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。福山コンサルタントの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておきますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において福山コンサルタントが判断したものです。

① 国・地方公共団体への高い受注依存

国及び地方公共団体からの受注比率が高いことから、社会基盤整備関係予算の縮減が継続した場合には、経営成績に影響を受ける可能性があります。

② 法的規制

会社法、金融商品取引法、独占禁止法、個人情報保護法、建設コンサルタント登録規程等の様々な法的規制の適用を受けており、万一会社の信頼を損なう事態が発生した場合には、経営成績に影響を受ける可能性があります。そのため、コーポレートガバナンス体制の強化、コンプライアンス姿勢の徹底を図っています。

③ 成果品の瑕疵

成果品に瑕疵が発生した場合には、公共発注機関からの指名停止等により経営成績に影響を受ける可能性があります。そのため、品質保証規格 ISO9001 を主要ツールとして、成果品質の確保と向上に努めています。

なお、万一瑕疵が発生した場合に備え、建設コンサルタント損害賠償責任保険に加入しています。

④ 情報セキュリティ

事業活動において個人情報等、種々の秘匿対象情報を取り扱う場合もありますが、リスク管理マニュアル並びに情報セキュリティ管理規程に基づき、漏洩防止の徹底を図っています。IT化や電子納品制度の進展に伴い、情報セキュリティに関する潜在的なリスクが増大していることから、管理体制と社員教育の一層の強化を進めています。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)及び四半期報告書(平成28年11月14日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

## 6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)及び四半期報告書(平成28年11月14日提出)をご参照ください。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)及び四半期報告書(平成28年11月14日提出)をご参照ください。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる福山コンサルタントの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)をご参照ください。

#### 2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる福山コンサルタントの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)をご参照ください。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる福山コンサルタントの設備の新設、除去等の計画については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)をご参照ください。



## 第4 【上場申請会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

平成29年1月4日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所 名又は 登録認可金融商品取 引業協会名	内容
普通 株式	4,259,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	4,259,200	—	—

(注) 福山コンサルタントの発行済株式総数4,259,200株(平成28年6月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成 29 年 1 月 4 日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成 29 年 1 月 4 日	4, 259, 200	4, 259, 200	400, 000	400, 000	—	—

(注) 福山コンサルタントの発行済株式総数 4, 259, 200 株(平成 28 年 6 月 30 日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの平成 28 年 6 月 30 日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	8	1	40	2	4	2, 169	2, 224	—
所有株式数 (単元)	—	4, 609	29	1, 584	2	40	36, 310	42, 574	1, 800
所有株式数 の割合(%)	—	10. 8	0. 1	3. 7	0. 0	0. 1	85. 3	100. 0	—

(注) 1 上記「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄には、自己株式が、それぞれ 6, 029 単元及び 89 株含まれています。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、22 単元株含まれています。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの平成28年6月30日現在の株主データに基づき、平成29年1月4日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

(平成29年1月4日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社福山コンサルタント	福岡市博多区博多駅東3-6-18	602	14.16
福山コンサルタント社員持株会	福岡市博多区博多駅東3-6-18	311	7.31
株式会社十八銀行	長崎県長崎市銅座町1-11	133	3.12
田中稔	福岡県福津市	101	2.39
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1-24	98	2.31
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3-1-1	68	1.60
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2-13-1	64	1.51
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町1-3-8	60	1.42
株式会社サーベイリサーチセンター	東京都荒川区西日暮里2-40-10	46	1.08
山口豊	東京都武蔵野市	45	1.07
計	—	967	22.71

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの平成28年6月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

(平成28年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 602,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,654,500	36,545	—
単元未満株式	普通株式 1,800	—	—
発行済株式総数	4,259,200	—	—
総株主の議決権	—	36,545	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、2,200株(議決権の数22個)含まれています。

2 「単元未満株式」には福山コンサルタント保有の自己株式が、89株含まれています。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成29年1月4日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。当社の完全子会社となる福山コンサルタントの平成28年6月30日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

(平成28年6月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義	他人名義	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する所有株式 割合(%)
		所有株式数 (株)	所有株式数 (株)		
(自己保有株式) 株式会社福山コンサルタント	福岡市博多区博多駅東 三丁目6番18号	602,900	—	602,900	14.16
計	—	602,900	—	602,900	14.16

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社では株主配当、従業員賞与、内部留保金について、相互のバランスを勘案した上で、利益の達成水準に応じて配分する方式を基本方針とする予定です。

配当政策については、配当性向及び配当利回りと長期金利の動向等から総合的に決定する予定です。なお、当社は、期末配当として年1回の配当を行うことを基本とする予定であり、その決定機関は株主総会とする予定です。

内部留保した資金の用途については、当社の今後の事業展開及び不測の事態への備え等の原資とする予定です。なお、当社は取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。

## 4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの株価の推移は以下のとおりです。

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
最高(円)	299	458	473	666	672
最低(円)	238	240	299	415	421

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	625	670	614	556	536	526
最低(円)	462	520	536	511	475	487

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

## 5 【役員状況】

就任予定の当社の役員は以下のとおりです。

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する福山コンサルタントの普通株式数 割り当てられる当社の普通株式数
代表取締役社長	—	福島 宏治	昭和34年2月12日生	昭和58年4月 平成14年7月 平成16年10月 平成19年10月 平成21年9月 平成23年2月 平成23年10月 平成24年7月 平成25年7月 平成25年7月 平成26年9月 平成27年7月 平成28年7月	福山コンサルタント入社 同社総務本部経理部長 同社経営企画本部企画室長 同社執行役員経営企画室長 同社取締役経営企画室長 HMB 取締役 福山コンサルタント常務取締役経営企画室長 環境防災取締役 福山コンサルタント常務取締役戦略企画室長 環境防災 代表取締役 福山コンサルタント代表取締役社長戦略企画室長 同社代表取締役社長企画本部長 同社代表取締役社長(現任)	(注)2	(1) 38,461株 (2) 38,461株
取締役	—	中村 宏	昭和27年9月30日生	昭和51年4月 平成12年7月 平成18年7月 平成19年10月 平成20年9月 平成20年10月 平成26年9月 平成28年7月 平成28年10月	福山コンサルタント入社 同社本社事業部調査部長 同社本社事業部長 同社執行役員本社事業部長 同社取締役本社事業部長 同社取締役事業本部長(西日本担当) 兼本社事業部長 同社常務取締役地域本部長兼本社事業部長 同社常務取締役地域本部長 同社専務取締役地域本部長(現任)	(注)2	(1) 17,663株 (2) 17,663株
取締役	—	山根 公八	昭和31年2月20日生	昭和55年4月 平成14年7月 平成18年7月 平成18年10月 平成21年9月 平成22年7月 平成26年7月 平成26年9月 平成26年10月 平成28年10月	福山コンサルタント入社 同社西日本事業部技術部長 同社西日本事業部長 同社執行役員西日本事業部長 同社取締役西日本事業部長 同社取締役東北事業部長 同社取締役東京支社長 同社取締役部門本部長兼東京支社長 HMB 取締役(現任) 同社常務取締役部門本部長兼東京支社長(現任)	(注)2	(1) 18,461株 (2) 18,461株
取締役 (監査等委員)	—	池辺 孝博	昭和25年12月17日生	昭和48年4月 平成13年7月 平成14年7月 平成18年7月 平成18年10月 平成22年7月 平成26年10月 平成27年9月 平成28年3月	福山コンサルタント入社 同社本社事業部設計部長 同社本社事業部次長兼設計部長 同社ストックマネジメント事業部長 同社執行役員ストックマネジメント事業部長 同社品質システム部長 同社品質システム部長兼監査室長 同社常勤監査役(現任) 福山ビジネスネットワークHMB監査役(現任)	(注)3	(1) 15,690株 (2) 15,690株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する福山コンサルタントの普通株式数 割り当てられる当社の普通株式数
取締役 (監査等委員)	—	福田 玄 祥	昭和13年2月28日生	昭和43年4月 昭和46年12月 平成7年4月 平成8年4月 平成11年5月 平成12年9月	弁護士登録(大阪弁護士会所属) 福岡県弁護士会小倉部会に登録換 福岡県弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 北九州人権擁護委員協議会会長 ㈱福山コンサルタント監査役(現任)	(注)3	—
取締役 (監査等委員)	—	野田 仁 志	昭和24年10月28日生	平成15年7月 平成16年7月 平成18年7月 平成19年7月 平成20年7月 平成21年8月 平成24年9月	鳥栖税務署長 福岡国税局調査査察部査察管理課長 広島国税不服審判所部長審判官 福岡国税局調査査察部次長 博多税務署長 税理士登録、野田仁志税理士事務所開業 (現任) ㈱福山コンサルタント監査役(現任)	(注)3	—
計							(1) 90,275 株 (2) 90,275 株

- (注) 1 福田玄祥氏及び野田仁志氏は、社外取締役(監査等委員)です。  
2 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、当社の設立日である平成29年1月4日から平成29年6月期に係る定時株主総会の終結の時までです。  
3 取締役(監査等委員)の任期は、当社の設立日である平成29年1月4日から平成30年6月期に係る定時株主総会の終結の時までです。  
4 当社は、法令に定める取締役(監査等委員)の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役(監査等委員)1名を選任する予定です。補欠取締役(監査等委員)の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴		所有する福山コンサルタントの普通株式数 割り当てられる当社の普通株式数
福地 昌 能	昭和29年9月15日生	昭和53年10月 昭和57年3月 平成4年8月 平成7年7月 平成13年7月 平成17年9月 平成24年6月 平成24年9月 平成26年6月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士開業登録 中央監査法人社員 福地公認会計士事務所開設(現任) 北九州市住宅供給公社監事(現任) ㈱福山コンサルタント監査役補欠者 同社監査役 同社監査役補欠者(現任) 大石産業株式会社監査役(現任)	—



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

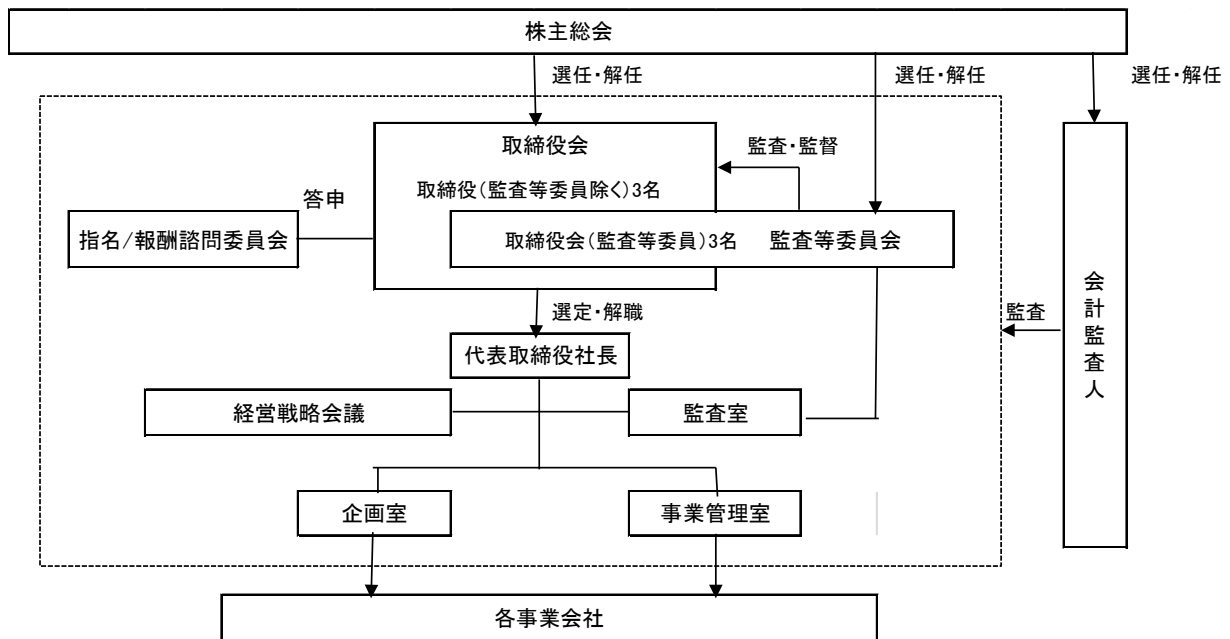
当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。当社の完全子会社となる福山コンサルタント及びその子会社3社で構成される当社グループは、社会資本整備の一翼を担う建設コンサルタント事業を中核事業として、その適時・適切な履行によって企業価値の継続的向上を目指しています。すなわち、社会資本整備のための調査、計画、設計、検査試験等の官公庁を中心とする顧客の専門技術ニーズに応える高品質な成果品を生産・供給することが社会的使命であり、ステークホルダーの満足度を最大限に高めることにつながるということを、経営の基本方針としています。そのためには、業務執行の迅速性、経営の透明性、監視・監督機能の有効性を保持・推進するコーポレート・ガバナンスの構築と実践が不可欠であると考えています。

この認識にたつて当社は、社外取締役の選任・活用による取締役会の監督機能のより一層の強化による経営効率化とガバナンス体制整備等を目的として、監査等委員会設置会社としての持株会社体制に移行する予定です。

#### ② 会社のガバナンス体制

当社のガバナンス体制は以下のとおりとする予定です。

- (1) 統治形態は監査等委員会設置会社とし、取締役会の業務執行者（代表取締役等）に対する監督機能を強化する予定です。
- (2) 持株会社設立当初の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は3名、監査等委員である取締役は3名とし、そのうち、社外取締役は2名とすることにより、取締役会の監督機能の強化を図る予定です。
- (3) 任意の機関として、代表取締役及び社外取締役を含むメンバーから構成する指名報酬委員会を設置し、取締役の候補者や報酬の決定に際して、審議・答申を行うことにより、透明性と客観性を確保する予定です。
- (4) 取締役会及び代表取締役社長の下に傘下グループ会社の取締役等を含む経営戦略会議を設置し、取締役会から一部権限移譲された重要事項について、迅速に執行する体制を整備する予定です。



### ③ 役員報酬

当社は取締役等の報酬等は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定めるものとします。

当社の役員報酬の上限につきましては、当会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の額を、監査等委員である取締役以外の取締役について年額1億5千万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、監査等委員である取締役については、年額3千万円以内とする予定です。

### ④ 取締役の定数及び選任の決議要件

当社は取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は5名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定める予定です。

取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任いたします。当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

### ⑤ 取締役との責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款で定める予定です。

### ⑥ 株主総会の特別決議要件

株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。

### ⑦ 自己の株式の取得

当社は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

### ⑧ 中間配当

株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(「中間配当」という)を行うことができる旨を定款に定める予定です。

### ⑨ 監査等委員会監査及び内部監査の状況

監査等委員会は、原則として取締役会開催に合わせて開催し、監査方針、監査計画、業務分担を決定するほか、各監査等委員から、当社及び子会社の業務や財政状況の監査結果について報告を受け、協議を行う予定です。監査

等委員の監査活動は、社内の重要な会議に出席するほか、当社並びに子会社及びその主要な事業所の調査等を実施し、代表取締役その他の業務執行者に対する監査・監督を行う予定です。

監査等委員は、会計監査人から監査計画、監査重点項目や監査の実施経過等について報告を受け、必要に応じて意見交換を行うとともに、監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるなど、連携を密にして効率的な監査を実施するよう努めます。

また、内部監査は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、子会社を含めた各部門の資産、会計、業務等の全般に関して経営方針、関係法令、社内規程等に準拠して適正に行われているか定期的に内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善・提言等を行う予定で、監査結果は、定期的に代表取締役社長、担当取締役及び監査等委員会に報告する予定です。

#### ⑩ 監査等委員である社外取締役

##### a) 監査等委員である社外取締役の員数並びに当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は、取締役6名のうち3名を監査等委員である取締役とし、そのうち2名を社外取締役とする予定です。

また、社外取締役と当社との間には、記載すべき利害関係が生じる予定はありません。

##### b) 社外取締役が上場申請会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任するための独立性に関する基準及び選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、社外取締役として、各専門分野における高い見識を備えるとともに、当社及び当社の主要な取引先のいずれとも利害関係を有していない者を選任する方針とする予定です。

福田玄祥は、弁護士の資格を有しており、弁護士の長年の経験のもとに様々な経営判断において高度の法律面からの見識を有していることから監査等委員である社外取締役に選任する予定です。

野田仁志は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから監査等委員である社外取締役に選任する予定です。

社外取締役は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない客観的・中立的な立場から、それぞれの専門的知識及び幅広く高度な経営に関する見識等を活かした社外的観点からの監督及び、助言等を行う予定であり、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性、適正性を確保する機能・役割を担う予定です。

#### ⑪ その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定です。

#### (2) 【監査報酬の内容等】

##### ① 【監査公認会計士等に関する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定であります。

##### ② 【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の上場申請会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

## 第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる福山コンサルタントの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)及び四半期報告書(平成28年11月14日提出)をご参照ください。

## 第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	7月1日から6月30日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成29年6月30日までとする予定です。)
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 (ホームページアドレス <a href="http://fchd.jp/ir/index.html">http://fchd.jp/ir/index.html</a> )
株主に対する特典	未定

## 第7 【上場申請会社の参考情報】

### 1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております

- (1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類  
平成28年9月12日 福岡財務支局長に提出。
- (2) 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）  
平成28年10月5日 福岡財務支局長に提出。  
平成28年11月14日 福岡財務支局長に提出。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる福山コンサルタントが、最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した金融商品取引法25条第1号各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度 第54期(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年9月29日 福岡財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成28年9月29日 福岡財務支局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
事業年度 第55期第1四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日 福岡財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
上記(1)の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年10月5日に福岡財務局長に提出。

### 第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 第四部 【上場申請会社の特別情報】

### 第1 【最近の財務諸表】

#### 1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

### 第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。